

別添地方 3B

地方公共団体が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続(自治事務)

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
貸金業者登録簿の閲覧	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	9				5	4	具体的方法について検討が必要
協会に対する資料提出命令等	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	35				3	4	具体的方法について検討が必要
業務の停止	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	36				3	4	具体的方法について検討が必要
登録の取消し	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	37				3	4	具体的方法について検討が必要
所在不明者の登録の取消し	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	38	1			3	4	具体的方法について検討が必要
貸金業者に対する報告徴収	貸金業の規制等に関する法律	1	3	58	32	42				3	4	具体的方法について検討が必要
不動産特定共同事業者名簿等の閲覧	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	13				5	4	具体的方法について検討が必要
許可権者による指示	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	34	1			3	4	具体的方法について検討が必要
業務区域における都道府県知事による指示	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	34	2			3	4	具体的方法について検討が必要
許可権者による業務停止命令	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	35	1			3	4	具体的方法について検討が必要
業務区域における都道府県知事による業務停止命令	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	35	2			3	4	具体的方法について検討が必要
許可の取消し	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	36				3	4	具体的方法について検討が必要
許可権者による解任命令	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	37	1			3	4	具体的方法について検討が必要
業務区域における都道府県知事による解任命令	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	37	2			3	4	具体的方法について検討が必要
指導等	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	39				4	4	具体的方法について検討が必要
報告徴収等	不動産特定共同事業法	1	4	5	77	40	1			3	4	具体的方法について検討が必要
不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所規則の告示	不動産特定共同事業法施行規則	3	4	7	2	15	3			5	4	具体的方法について検討が必要
手続数合計		17										

地方公共団体が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続(法定受託事務)

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
会員から不服の申出があった場合の報告徴求命令	労働金庫法	1	3	28	227	92	2			3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する業務停止命令、業務改善命令	労働金庫法(銀行法準用)	1	3	28	227	94	1			3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する業務停止命令、理事・監事の解任命令、事業の免許の取消し	労働金庫法	1	3	28	227	95	1			3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する事業の免許の取消し	労働金庫法	1	3	28	227	95	2			3	4	具体的手法について検討が必要
労働金庫に対する事業の免許の取消し処分に係る聴聞を実施する場合の、聴聞の期日及び場所の公示	労働金庫法	1	3	28	227	96	1			5	4	具体的手法について検討が必要
報告の求め	信用保証協会法	1	3	28	196	35	1			3	4	具体的手法について検討が必要
業務又は財産の状況の報告徴求	農業信用保証保険法	1	3	36	204	55				3	4	具体的手法について検討が必要
設立の認可があった日から90日を経過しても設立の登記が行われない場合の当該認可の取消	農業協同組合法	1	3	22	132	63	2			3	4	具体的手法について検討が必要
組合等に対する報告徴求	農業協同組合法	1	3	22	132	93	1			3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の子会社に対する報告徴求	農業協同組合法	1	3	22	132	93	2			3	4	具体的手法について検討が必要
貯金の受入れを行う組合に対する業務の改善計画又は改善計画の変更の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	94の2	1			3	4	具体的手法について検討が必要
貯金の受入れを行う組合に対する業務の全部又は一部の停止等の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	94の2	2			3	4	具体的手法について検討が必要
報告徴求、検査等により法令、規定等に違反する事が認められた場合に必要措置を採るべき旨の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95	1			3	4	具体的手法について検討が必要
法令、規定等の違反に対する措置命令に従わない場合の、業務停止又は役員改選の命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95	2			3	4	具体的手法について検討が必要
信用事業規程等承認を要する規程に定めた特に重要な事項の違反に対する措置命令に従わなかった場合の、当該規程の承認の取り消し	農業協同組合法	1	3	22	132	95	3			3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の解散命令	農業協同組合法	1	3	22	132	95の2				3	4	具体的手法について検討が必要
組合等の解散命令に際し、代表権者が欠けている又は所在が不明なときに、命令の通知に代えて官報に掲載しようとする場合の県中央会又は全国中央会に対する意見照会	農業協同組合法	1	3	22	132	95の4				3	4	具体的手法について検討が必要
組合等と組合員の施設の専属利用契約が公益に反すると認められる場合の当該契約の取消し	農業協同組合法	1	3	22	132	97				3	4	具体的手法について検討が必要
業務又は財産の状況の報告徴求	中小漁業融資保証法	1	3	27	346	65				3	4	具体的手法について検討が必要
区域内に主たる事務所を有する不動産特定共同事業者の名簿等の閲覧	不動産特定共同事業法	1	4	6	77	13				5	4	具体的手法について検討が必要
手続数合計			20									

(注) 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合「は」2、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合「は」4」と記述している。